

令和5年3月吉日

関係各位

公益財団法人全日本空手道連盟 事務局

諸規程の改定等について（通知）

先日開催されました理事会において、下記の規程及び登録料の改定が行われましたのでお知らせいたします。

記、

<規程の改定等について>

1. 公認審判員規程
2. 段位登録料（別紙参照）

以上

改定前

種別	公認段位	技術資格	空手道歴	審判歴	年齢	区分と資格	
全国組手審判員	4段以上	公認空手道コーチ1以上	11年以上	地区組手審判取得後3年以上	満30歳以上	A級	当該年度の審査により認定された者。 全国規模の監査役、主審、副審。
						B級	全国規模の副審、地区規模の監査役、主審、副審。
地区組手審判員	3段以上	公認空手道コーチ1以上	8年以上	都道府県組手審判取得後2年以上	満25歳以上	A級	当該年度の審査により認定された者。 地区規模の監査役、主審、副審、都道府県の監査役。
						B級	地区規模の副審。 都道府県の主審、副審。
都道府県組手	3段以上		7年以上		満23歳	A級	都道府県の主審

改定後

種別	公認段位	技術資格	空手道歴	審判歴	年齢	区分と資格	
全国組手審判員	4段以上	公認空手道コーチ1以上	11年以上	地区組手審判取得後3年以上	満30歳以上	A級	当該年度の審査により認定された者。 全国規模の監査役、主審、副審。
						B級	全国規模の副審、地区規模の監査役、主審、副審。
地区組手審判員	3段以上	公認空手道コーチ1以上	8年以上	都道府県組手審判取得後2年以上	満25歳以上	A級	当該年度の審査により認定された者。 地区規模の監査役、主審、副審、都道府県の監査役。
						B級	地区規模の副審。 都道府県の主審、副審。
都道府県組手	3段以上		7年以上		満23歳	A級	都道府県の主審

審判員					以上	B級	都道府県の副審
C級			全国組手審判員、地区組手審判員で、昭和61年以前に資格を取得し、推薦段位保持者並びに公認段位を保持しない者は、全国組手審判員C級、地区組手審判員C級とする。				

審判員					以上	B級	都道府県の副審
C級			全国組手審判員、地区組手審判員で、昭和61年以前に資格を取得し、推薦段位保持者並びに公認段位を保持しない者は、全国組手審判員C級、地区組手審判員C級とする。				

(注1) 空手道歴は満15歳より数える。

(注2) 平成28年度から全国組手審判員及び地区組手審判員取得者に日体協公認空手道指導員(現：日本スポーツ協会公認空手道コーチ1)以上の資格保持を義務付ける。指導員以上の資格を所持していない全国組手審判員及び地区組手審判員取得者は該当資格のC級に位置付ける。

(注3) 上記注釈2における全国組手審判員C級は全国組手審判員A級を、地区組手審判員C級は全国組手審判員を受審できないものとする。

(注1) 空手道歴は満15歳より数える。

(注2) 平成28年度から全国組手審判員及び地区組手審判員取得者に日体協公認空手道指導員(現：日本スポーツ協会公認空手道コーチ1)以上の資格保持を義務付ける。指導員以上の資格を所持していない全国組手審判員及び地区組手審判員取得者は該当資格のC級に位置付ける。

(注3) 上記注釈2における全国組手審判員C級は全国組手審判員A級を、地区組手審判員C級は全国組手審判員を受審できないものとする。

(注4) 審判歴は過去の審判歴を含めることができる。

段位等登録料等一覧表

(令和3年6月19日から)

(単位：円、税込)

区 分		取 得 条 件	審 査 料	登 録 料	受 講 料	更 新 料
級位	1 ～ 5 級	特になし		2,000 ^(注3)		
段少 位年	初 段	満15歳未満又は義務教育を未修了で、1級を取得した者		7,000		
	2 段	満15歳未満又は義務教育を未修了で、少年初段取得後1年以上(※)		8,000		
公 認 段	初 段	満15歳以上で義務教育を修了し、1級を取得した者		10,000		
	2 段	満15歳以上で義務教育を修了し、初段取得後1年以上(※)		11,000		
	3 段	満18歳以上かつ2段取得後1年以上(※)		12,000		
	4 段	満23歳以上かつ3段取得後2年以上(※)	13,000	25,000		
	5 段	満26歳以上かつ4段取得後3年以上(※)	14,000	35,000		
	6 段	満34歳以上かつ5段取得後4年以上	25,000	45,000		
	7 段	満41歳以上かつ6段取得後5年以上	26,000	60,000		
	8 段	満50歳以上かつ7段取得後5年以上	35,000	120,000		
	9 段	満70歳以上かつ8段取得後9年以上				
	10 段	9段取得後10年以上				
位	推 薦 4 段	満35歳以上かつ受審実績3回以上	14,000	30,000		
	推 薦 5 段	満40歳以上かつ受審実績3回以上	15,000	40,000		
	推 薦 6 段	満45歳以上かつ受審実績4回以上	26,000	60,000		
	推 薦 7 段	満55歳以上かつ受審実績4回以上	28,000	90,000		
	推 薦 8 段	満65歳以上かつ受審実績5回以上	40,000	160,000		
称 号	錬 士	※規程を参照	15,000	70,000		
	教 士	※規程を参照	18,000	100,000		
	範 士	※規程を参照	20,000	150,000		
審 判 員	全国(組手・形B)	※規程を参照		20,000	25,000	10,000 ^(注1) ^(注4)
	全国(形A)	※規程を参照		10,000	25,000	10,000 ^(注1) ^(注4)
	地区(組手・形B)	※規程を参照		15,000		8,000 ^(注4)
	地区(形A)	※規程を参照		10,000	15,000	8,000 ^(注4)
	都道府県(組手・形)	※規程を参照		5,000 ^(注2)		5,000 ^(注2)
J S P O	コ ー チ 4	※規程を参照		8,000	23,000	
	コ ー チ 3	※規程を参照		8,000	23,000	
	コ ー チ 2	※規程を参照		8,000	16,800	
	コ ー チ 1	※規程を参照		8,000	16,800	

(注1) 全国審判員更新料10,000円のうち、組手審判が地区協議会において更新した場合は審判員1人につき5,000円を地区協議会に還元する。

(注2) 都道府県審判員登録料及び更新料5,000円のうち、審判員1人につき3,000円を都道府県連盟に還元する。

(注3) 級位の登録は加盟団体で管理する。

(注4) 全国形審判員または地区形審判員審査会において試験科目の一部が合格した場合、受審した年度を含めて3年間はその科目の試験は免除されるが、全国形審判員の免除科目の登録料は1科目につき7,000円、地区形審判員の免除科目の登録料は1科目につき3,000円とする。

※段審査及び資格審査員等の受審基準の経過年数は、当該経過年数の満了日の30日前から認めることができる。

段位等登録料等一覧表

(令和5年4月1日から)

(単位：円、税込)

区 分		取 得 条 件	審 査 料	登 録 料	受 講 料	更 新 料
級位	1 ～ 5 級	特になし		2,000 ^(注3)		
段少 位年	初 段	満15歳未満又は義務教育を未修了で、1級を取得した者		9,000		
	2 段	満15歳未満又は義務教育を未修了で、少年初段取得後1年以上(※)		10,000		
公 認 段	初 段	満15歳以上で義務教育を修了し、1級を取得した者		12,000		
	2 段	満15歳以上で義務教育を修了し、初段取得後1年以上(※)		13,000		
	3 段	満18歳以上かつ2段取得後1年以上(※)		15,000		
	4 段	満23歳以上かつ3段取得後2年以上(※)	13,000	30,000		
	5 段	満26歳以上かつ4段取得後3年以上(※)	14,000	40,000		
	6 段	満34歳以上かつ5段取得後4年以上	25,000	50,000		
	7 段	満41歳以上かつ6段取得後5年以上	26,000	70,000		
	8 段	満50歳以上かつ7段取得後5年以上	35,000	120,000		
	9 段	満70歳以上かつ8段取得後9年以上				
	10 段	9段取得後10年以上				
位	推 薦 4 段	満35歳以上かつ受審実績3回以上	14,000	40,000		
	推 薦 5 段	満40歳以上かつ受審実績3回以上	15,000	50,000		
	推 薦 6 段	満45歳以上かつ受審実績4回以上	26,000	70,000		
	推 薦 7 段	満55歳以上かつ受審実績4回以上	28,000	100,000		
	推 薦 8 段	満65歳以上かつ受審実績5回以上	40,000	160,000		
称 号	錬 士	※規程を参照	15,000	70,000		
	教 士	※規程を参照	18,000	100,000		
	範 士	※規程を参照	20,000	150,000		
審 判 員	全国(組手・形B)	※規程を参照		20,000	25,000	10,000 ^(注1) ^(注4)
	全国(形A)	※規程を参照		10,000	25,000	10,000 ^(注1) ^(注4)
	地区(組手・形B)	※規程を参照		15,000		8,000 ^(注4)
	地区(形A)	※規程を参照		10,000	15,000	8,000 ^(注4)
	都道府県(組手・形)	※規程を参照		5,000 ^(注2)		5,000 ^(注2)
J S P O	コ ー チ 4	※規程を参照		8,000	23,000	
	コ ー チ 3	※規程を参照		8,000	23,000	
	コ ー チ 2	※規程を参照		8,000	16,800	
	コ ー チ 1	※規程を参照		8,000	16,800	

(注1) 全国審判員更新料10,000円のうち、組手審判が地区協議会において更新した場合は審判員1人につき5,000円を地区協議会に還元する。

(注2) 都道府県審判員登録料及び更新料5,000円のうち、審判員1人につき3,000円を都道府県連盟に還元する。

(注3) 級位の登録は加盟団体で管理する。

(注4) 全国形審判員または地区形審判員審査会において試験科目の一部が合格した場合、受審した年度を含めて3年間はその科目の試験は免除されるが、全国形審判員の免除科目の登録料は1科目につき7,000円、地区形審判員の免除科目の登録料は1科目につき3,000円とする。

※段審査及び資格審査員等の受審基準の経過年数は、当該経過年数の満了日の30日前から認めることができる。